（略）	（略）	（略）	スマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）及び住宅・建築物防災力緊急促進事業（暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業を除く。）に限る。
地方創生基盤整備事業推進費	地方創生整備推進交付金 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金	（略）	（略）
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費 離島振興事業費 北海道開発事業費 沖縄開発事業費	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年度の予算に係る補助金等から適用する。

2　令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

（略）	（略）	（略）	スマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業に係る事務事業並びに地域防災力向上支援モデル事業に係る評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業を除く。）に限る。
地方創生基盤整備事業推進費	地方創生整備推進交付金 （新設）	（略）	（略）
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費 離島振興事業費 北海道開発事業費 （新設）	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）